

令和 4 年 2 月 18 日

上田市公共交通活性化協議会

会長 藤澤 純一 様

長野県上田市蒼久保 1101-2

上田バス株式会社 代表取締役社長 白井 正博

市街地循環バス（赤バス・東コース）の停留所移設について

標記につき、下記のとおり、停留所の移設をいたしたく協議をお願いします。

記

【運行系統】

系統番号 7 市街地循環バス（赤バス・東コース）

【路線の概要】

- (1) 起 点 : 上田駅 終 点 : 上田駅  
経 由 地 : 原町、緑が丘、イオン上田前
- (2) 系統キロ : 系統番号 7 11.5 キロ
- (3) 運行回数 : 月曜～土曜 5 便（日祝日を除く）
- (4) **移設する停留所名 : 海野町**

**所 在 地 : 上田市中心 2-12-13 先**

**旧所在地 : 上田市中心 2-11-8 先（東側へ約 10 メートル移設）**

- (5) 移設予定日 : 令和 4 年 2 月 20 日（予定）

【申請理由】

上田市中心 2 丁目 4820-1 におけるマンション新築に伴い、長野県建築基準条例（以下）の定めにより、当該路線の運行経路上にある停留所の移設を要する。

長野県建築基準条例 第 35 条

自動車車庫（床面積が 50 平方メートル未満のものを除く。）又は自動車修理工場の敷地から道路への出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、運行の安全上支障が無いものとして知事が別に定める基準に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 幅員 6 メートル未満の道路
- (2) 交差点又は曲り角から 5 メートル以内の道路又は急坂の度悪露
- (3) 停留所、安全地帯、横断歩道（横断歩道橋及び地下横断歩道を含む。）、橋又は踏切から 10 メートル以内の道路

令和 4 年 2 月 18 日

上田市公共交通活性化協議会

会長 藤澤 純一 様

長野県佐久市野沢 20 番地

千曲バス株式会社 代表取締役 高野 公秀

オレンジバス（城下・塩尻コース）の停留所移設について

標記につき、下記のとおり、停留所の移設をいたしたく協議をお願いします。

記

【運行系統】

オレンジバス（城下・塩尻コース）

【路線の概要】

- (1) 起 点 : 下塩尻 終 点 : 高齢者福祉センター  
(2) 系統キロ : 往路復路（同様） 16.3 キロ  
(3) 運行回数 : 月曜日及び木曜日 往路 1 便・復路 1 便  
(4) **移設する停留所名 : 海野町**

**所 在 地 : 上田市中心 2-12-13 先**

**旧所在地 : 上田市中心 2-11-8 先（東側へ約 10 メートル移設）**

- (5) 移設予定日 : 令和 4 年 2 月 20 日（予定）

【申請理由】

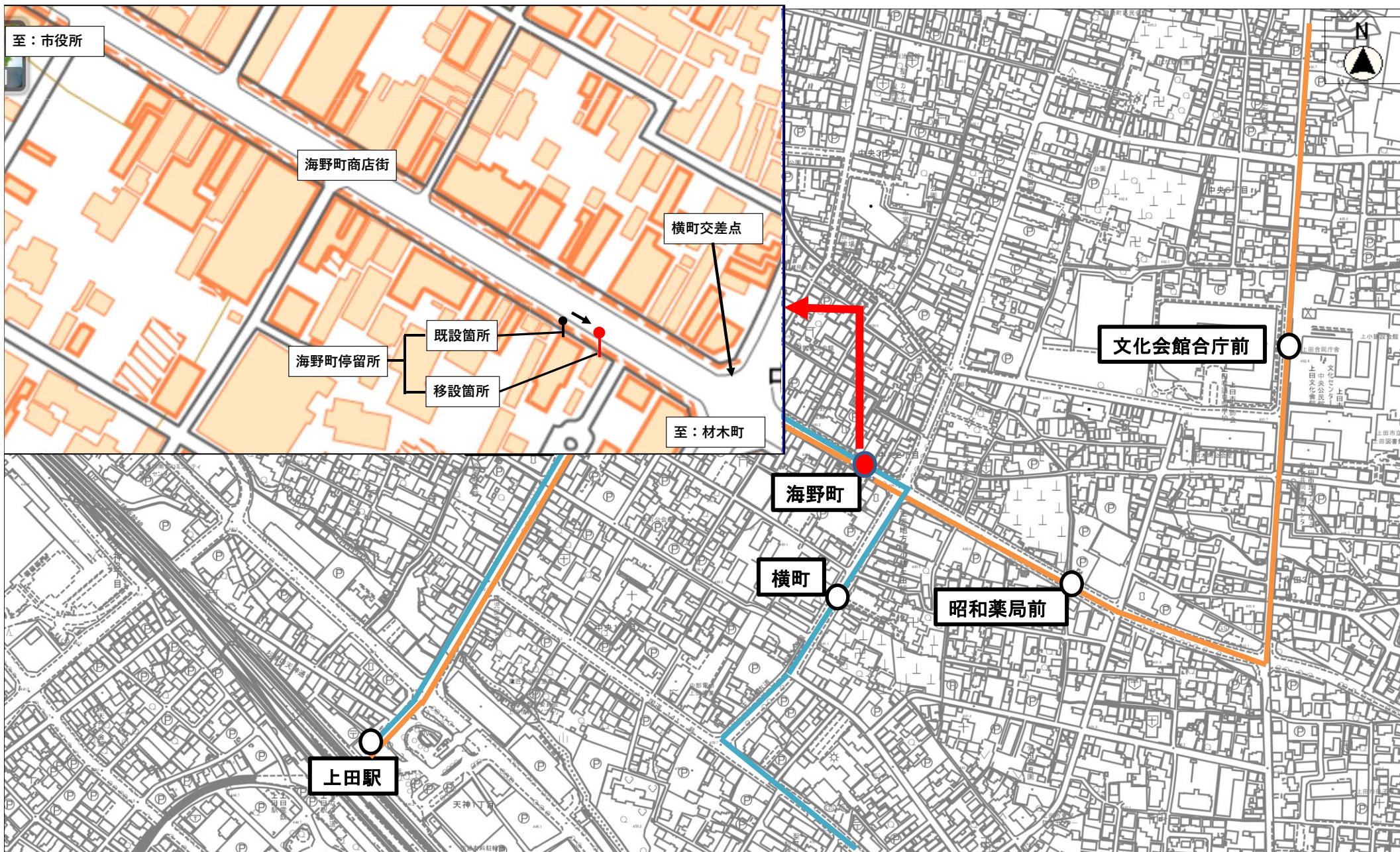
上田市中心 2 丁目 4820-1 におけるマンション新築に伴い、長野県建築基準条例（以下）の定めにより、当該路線の運行経路上にある停留所の移設を要する。

長野県建築基準条例 第 35 条

自動車車庫（床面積が 50 平方メートル未満のものを除く。）又は自動車修理工場の敷地から道路への出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、運行の安全上支障が無いものとして知事が別に定める基準に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 幅員 6 メートル未満の道路  
(2) 交差点又は曲り角から 5 メートル以内の道路又は急坂の度悪露  
(3) 停留所、安全地帯、横断歩道（横断歩道橋及び地下横断歩道を含む。）、橋又は踏切から 10 メートル以内の道路

市街地循環バス（赤バス東コース） / オレンジバス（城下・塩尻コース）



市街地循環バス      オレンジバス



移設箇所

既設箇所

P 海野町パーキング  
30分無料